

令和 3 年度における鉱山保安に係る取り組みについて（案）

令和 3 年 3 月
中部近畿産業保安監督部

第 1 3 次鉱業労働災害防止計画（平成 3 0 年度から 3 4 年度）及び最近の災害〔1〕等を踏まえ、鉱山災害の撲滅を図ることを目的とし、中部近畿産業保安監督部（近畿支部を除く）は、鉱山保安の推進に向け令和 3 年度において以下の〔2〕に取り組むこととします。

〔1〕令和 2 年の災害発生状況について

全国の災害発生状況は、昨年より減ったものの、罹災者数が 1 9 名であったことから、度数率は 1. 1 0（推定値）となりました。また、死亡災害を除く休業日数が 2 週間以上の災害（以下「重篤災害」という。）の罹災者は 1 4 名であったことから、重篤災害の度数率は 0. 7 0（推定値）となりました。

管内では、令和 2 年に災害が 6 件発生しました。そのうち重篤災害が 4 件、軽傷災害（休業日数が 2 週間未満の災害。以下、同じ。）が 2 件発生したことから、度数率は 1. 7 9、重篤災害の度数率は 1. 2 0 となりました。

なお、管内における鉱害の発生はありませんでした。

〔2〕令和 3 年度における鉱山保安に係る取り組みについて

1. 自主保安管理体制の推進

（1）鉱山保安マネジメントシステムの深化

鉱山保安マネジメントシステムの充実とその運用の深化を図るため、その具体的な実施方法や有用な情報等を提供し、鉱山の実情に応じてより最適なシステムで運用されるよう助言等を行います。

（2）災害の未然防止につながる保安管理

作業に対するリスクを共有するコミュニケーション活動の実施等、鉱山の保安管理が図られるよう助言を行います。

また、作業に対するリスクアセスメント等を行ったうえで、作業手順を十分に理解し作業を行う等、災害の未然防止が図られるよう助言等を行います。

2. 保安規程の質的向上の促進

鉱山の更なる保安確保のため、鉱業権者が必要に応じ自発的に現況調査を行い、その結果を踏まえ、各鉱山の実情に合致した適切な保安規程となるよう継続的に見直し、鉱山労働者に周知徹底を行うよう監督指導を行います。

3. 作業手順書等の作成、整備及び保安教育

鉱業上使用する工作物等を安全かつ適正に使用するため、適時適切に作業手順書等の作成及び見直し改正を行い、鉱山労働者に周知徹底を行うよう監督指導を行います。

また、鉱業権者が効果的な保安教育を行い、鉱山労働者に不安全行為を行わせないよう監督指導を行います。

4. 職務の種類、経験年数等を考慮した保安教育

職務の種類、経験年数等を考慮した保安教育が図られるよう監督指導を行います。

5. 発生頻度が高い災害に係る災害防止対策

「運搬装置（車両系鉱山機械又は自動車、コンベア）のため」、「墜落」、「転倒」、「取扱中の器材鉱物等のため」、「火災」等の発生頻度が高い災害を防止するため、鉱業上使用する工作物等を安全な状態で維持管理させるとともに、リスクアセスメントを踏まえた適切な保安対策が行われるよう監督指導を行います。

また、これらの災害の多くはヒューマンエラーによるものであるため、人間特性を考慮した保安教育や保安活動による保安意識の向上等ヒューマンエラーの発生を抑制する対策が適切に行われるよう監督指導を行います。

6. 発破による災害防止対策

発破による災害を防止するため、発破場所、発破規格、作業手順、発破時の連絡体制、退避体制について適切な条件で発破が行われるよう監督指導を行います。

7. 作業環境粉じん対策

常時著しく粉じんが発生し、又は飛散する屋内作業場及び坑内作業場について、作業環境評価に基づく改善が行われるよう監督指導を行います。

また、粉じん対策の教育、防じんマスクの適正な着用等が適切に行われるように監督指導を行います。

8. 坑廃水処理対策

坑廃水処理施設の処理能力の確保、保守及び運転管理等が適切に行われるよう監督指導を行います。

9. 汚濁水流出防止対策

汚濁水流出防止対策として、沈殿池の浚渫等により排水施設の維持管理を徹底するよう監督指導を行います。

10. 鉱山採掘跡地埋め戻し作業

鉱山採掘跡地に産業廃棄物が不法に投棄されるのを未然に防止させるため監督指導を行います。

また、鉱山の外から埋戻材が持ち込まれる場合は、健康又は生活環境に係る被害を発生させないよう監督指導を行います。

1 1. 情報提供

災害情報や優良事例等の鉱山保安に役立つ情報について、メール送信、ホームページ掲載、ツイッター発信等により情報提供や注意喚起を行います。

1 2. 先進技術の活用

鉱山保安に資する新技術について積極的に情報提供等を行うとともに、当省が開発した保安ネットによる災害月報の電子届出が推進されるように助言等を行います。

1 3. 関係団体等との連携

鉱山の保安レベルを継続的に向上させるため、鉱業関係団体等が実施する講習会等と積極的に連携します。